

指 示

令和2年1月17日

双葉町長 殿

写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、双葉町において設定された避難指示解除準備区域及び帰還困難区域のうち別紙に記載する区域については、平成27年6月12日に原子力災害対策本部において決定した『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂』及び平成30年12月21日に原子力災害対策本部において決定した『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて』における避難指示解除の要件を満たすことから、令和2年3月4日午前0時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

双葉町

帰還困難区域	<p>町道長塚・新山線 (大字長塚字町東154番地先から大字長塚字町西39番29地先まで)</p> <p>町道久保前・中浜線 (大字新山字久保前33番1地先から大字長塚字谷沢町217番7地先まで)</p> <p>町道鬼木・広町線 (大字長塚字鬼木37番地先から大字長塚字鬼木44番地先まで)</p> <p>町道久保前・下条線 (大字長塚字鬼木37番地先から大字新山字久保前28番1地先まで)</p> <p>町道町西3号線 (大字長塚字町西72番地先から大字長塚字町西73番1地先まで)</p> <p>町道町西1号線 (大字長塚字町西73番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)</p> <p>町道町西2号線 (大字長塚字町西39番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)</p> <p>国道6号 (大字新山字久保前33番1地先から大字新山字久保前19番1地先まで(久保前地下道含む))</p> <p>双葉町大字長塚字町西 36番地1、36番地2、37番地1、 37番地2、38番地1、38番地3、 38番地7、38番地8、39番地1、 39番地4、39番地22、39番地25、 39番地26、39番地27、 39番地28、39番地29、 39番地30、44番地8、72番地、 73番地1、73番地4、73番地5、 249番地1、249番地3</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域</p>
--------	---